

これまでの懇談会の議論等を踏まえたアイヌ政策の課題と対応方向（案）

| 項目 | 課題 | 対応方向 |
|---------------|---|--|
| 国民の理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの歴史や文化、先住民族であること等について、必ずしも生徒の理解度に応じた学習体系となっておらず、理解につながりにくいのではないか。 ・ 指導する教員に十分な知識・理解がない場合が多いのではないか。 ・ 教科書毎の記述に差異があり、知識が広く行き渡りにくいのではないか。 ・ 積極的・先進的な取組みにより成果をあげているのは、一部の学校に限られるのではないか。これらは、教員の姿勢、指導者の存在など偶然の要素によるところが大きいのではないか。等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの歴史や文化、先住民族であること等について、十分かつ適切な理解や指導を可能とするため、教育内容の充実等を図ることが必要ではないか。例えば、生徒の発達段階に応じた適切な理解や指導者の適切な指導を可能とするための方策等が考えられないか。 ・ アイヌ文化等に関する学習等の積極的な取組事例を広めていく方策が必要ではないか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動は北海道内が中心となっており、広く国民一般に行き渡っていないのではないか。 ・ 啓発活動の手段、量が限られており、より柔軟かつ有効な方法を検討すべきではないか。 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの歴史や文化、先住民族であること等について国民各層の幅広い理解につながるような取組が必要ではないか。例えば、広く全国的に期間を集中して国民の理解を深める広報活動や行事の実施、民間も参加した多様な担い手による啓発の取組を行っていくこと等が考えられないか。 |
| 広い意味での文化に係る政策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの人々自身が研究に携わる機会が限定されており、人材の育成も進んでいないのではないか。 ・ 研究は研究機関毎に（比較的）小さな規模で行われており、相互の連携や交流が不十分であり、戦略性に欠けるのではないか。 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌに関する研究、アイヌの人々も含めた研究者の育成等を戦略的に行う研究体制の構築が必要ではないか。例えば、現在、先駆的にアイヌに関する研究等に取り組んでいる機関の機能、体制等を拡充し、研究のネットワーク化や研究者の育成等について、中核・司令塔的な役割を担う研究機関としていくこと等が考えられないか。 |

| 項目 | 課題 | 対応方向 |
|---------------|---|--|
| 広い意味での文化に係る政策 | <ul style="list-style-type: none"> アイヌ語やアイヌ文化を学んだり触れたりする機会や場が限られているのではないか。 過去に大学等で収集された遺骨を返還し尊厳を持って管理する必要があるのではないか。 現行の文化振興策は一定の伝統イメージが中心となっており、文化の創造や発展に取り組みにくいのではないか。等 | <ul style="list-style-type: none"> アイヌ文化の根幹としてのアイヌ語の存続や地位向上等を図るためには、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化に学び触れる機会の充実が必要ではないか。 過去に大学等が収集したアイヌの方々の遺骨について、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する必要があるのではないか。 アイヌに関する歴史的背景、自然と共生してきた文化の重要性、国民理解の促進の必要性等に鑑みれば、例えば、尊厳ある慰霊が可能となる施設、文化や歴史等に関する研究・教育・展示等の施設等を核とし、これら施設を豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化等の体験・交流等も可能とする民族の共生の象徴となるような場を形成すること等が考えられないか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> アイヌの文化伝承に必要な樹木等自然素材の利活用が十分になされていないのではないか。 土地や資源の利活用の公共的必要性・合理性をどう考えるか。等 | <ul style="list-style-type: none"> 自然と共生してきたアイヌ文化の一層の振興の観点から、地元関係者の理解や協力を得つつ、樹木等の自然素材を円滑に利活用できる条件整備を更に進めていく必要があるのではないか。例えば、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業について、アイヌの人々の意見等を踏まえてつつ必要な拡充を行うとともに、同事業の実施地域等において、アイヌの人々、行政等の関係者が公有地や水面での自然素材の利活用等に関して必要な調整を行う場を設置する等段階的に実現していくこと等が考えられないか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> アイヌ文化の伝承が生業とならないことが、アイヌ文化の担い手を増やし、文化を振興することの障害になっているのではないか。等 | <ul style="list-style-type: none"> 文化振興や伝承がアイヌの人々の経済的自立にも繋がるための方策が必要ではないか。例えば、伝統的な工芸品等に関する工芸技術の向上、販路拡大、アイヌブランドの確立、アイヌ文化をテーマにした観光振興等に関する支援等が考えられないか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 北海道の生活実態調査によると、アイヌの人々の生活状況や進学率等は一定の改善がされていると言えるが、なお格差あり。 北海道で施策が講じられる一方で、道外在住のアイヌの人々への必要な施策が講じられていないのではないか。等 | <ul style="list-style-type: none"> アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承を担えるようにするための支援が引き続き必要ではないか。例えば、北海道外のアイヌの人々の実態を調査した上で、必要となる施策を検討し実施していくこと等が考えられないか。 |

| 項目 | | 課題 | 対応方向 |
|-------|--------------|--|--|
| 推進体制等 | 政治的参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法との関係をどのように考えていくのか。 ・ アイヌの人々の意見を政策に反映させるための何らかの仕組みが必要ではないか。 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別議席の付与は、国会議員は全国民の代表とする等の憲法に抵触するのではないか。 ・ 特別議席以外の可能性については、我が国の実情を踏まえた国民理解が必要な中長期的な課題であり、まずは、アイヌの人々の意見等を政策の推進等に反映する手法を検討すること等が考えられないか。 ・ アイヌの人々の総意をまとめる体制づくりが必要ではないか。 |
| | 国の窓口機関・審議機関等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ政策の総合的な窓口機関が政府に存在せず、政策全般を見渡せていないのではないか。 ・ 統括的な審議機関が存在せず、継続的な審議や、新たな課題への対応に、アイヌの人々の意見等が十分に反映されていないのではないか。 ・ 新たな立法措置についてどう考えるか。 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ政策について、全国の見地から国が主体となって推進するとともに、アイヌの方々の意見等を反映する体制や仕組みを構築する必要があるのではないか。例えば、アイヌ政策を総合的に立案・推進する国の窓口組織の設置やアイヌの人々の意見等を聴きながらアイヌ政策の実施状況等をモニタリングしていく継続的な審議の場の設置といった推進体制の構築等が考えられないか。 |

意 見

日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住したアイヌの人たちは、自然の豊かな恵みを受けて、独自の文化を発展させてきましたが、特に明治期以降、我が国が近代化する過程において、政府が行った同化政策により、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が決定的な打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされたという歴史があります。

国においては、このような歴史的経緯を踏まえ、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るための総合的な施策を、実効あるものとして確立し、早急に実施すべきであると考えております。

前回4月の第7回有識者懇談会において、高橋委員から、アイヌの人たちが置かれてきたこれまでの歴史を振り返り、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上と民族の誇りが尊重される社会の実現に向け、「これからのアイヌ政策の推進に向けた提言」をいたしました。当日の議事においては、提言事項のうち、国における統括推進セクションの設置、継続審議機関の設置、アイヌ語を含めたアイヌ文化の研究機関の設置について、各委員のご理解をいただいたものと認識しております。

また、5月上旬には道東視察が行われ、アイヌの人たちとの意見交換では、厳しい生活実態をはじめ、多くの意見や要望が寄せられました。その後の記者会見において、生活や教育、文化、産業などの各分野についての考えや方向性をはじめ、アイヌ文化の知的財産権保護の必要性、アイヌ政策の実現に不可欠な個人対象者の認定手続きなどについても述べられたと伺っており、私どもとしては、意を強くしたところであります。

5月15日に開催された、北海道アイヌ協会総会においては、「『アイヌ文化振興法』制定時に残された課題をはじめ、アイヌ民族の積年の願いである立法措置に基づく総合的施策の確立に取り組んでいく。このことは、明治以降の歴史的経緯からも、国連宣言に賛成票を投じたことから、政府の責任で取り組むべきことである。そのため、国に各省庁を統括する窓口を内閣の高いレベルに設置し、常設のアイヌ民族に関する審議機関を設けるよう働きかけていく。」ことを決議するなど、アイヌの人たちから、有識者懇談会に対して大きな期待が寄せられています。

本日の懇談会におきましては、以上のような状況をご賢察いただき、昨年6月の内閣官房長官談話にもあるとおり、アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していけますよう、総合的なアイヌ施策の推進の根拠となる法律の制定をはじめ、生活向上や進学支援を図る施策の充実、アイヌ民族との共生の象徴となる施設の設置、文化振興施策の充実などの取組についても、さらに議論を深めていただき、有識者懇談会報告の具体的な政策として位置づけてくださるようお願い申し上げます。

平成21年5月29日

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

加藤 忠

高橋 はるみ

常本 照樹